

資料 Ⅰ

古河市議会議員の報酬等について

Ⅰ 報酬

現在の報酬月額（平成 19 年 1 月 17 日 答申）

平成 19 年 5 月 1 日施行

	職 名	報酬額
市議会議員	議 長	月額 500,000 円
	副議長	月額 450,000 円
	議 員	月額 400,000 円

※平成 18 年 12 月 6 日 諮問

※平成 18 年 12 月 27 日及び平成 19 年 1 月 12 日 審議

※平成 19 年 1 月 17 日 答申

参考：前回の審議会前（平成 18 年 12 月 6 日 諮問前）の報酬額

	職 名	報酬額
市議会議員	議長	月額 450,000 円
	副議長	月額 410,000 円
	議員（旧古河）	月額 380,000 円
	議員（旧総和）	月額 335,000 円
	議員（旧三和）	月額 335,000 円

※合併協議会新市特別報酬等審議会にて決定

2 期末手当（令和 8 年度）

6 月 1.75 月分 12 月 1.75 月分

※算出方法： 期末手当＝（報酬月額＋報酬月額×役職加算 0.15）×1.75

3 行政視察旅費等（各種委員会での行政視察）

常任委員会、議会運営委員会、議会だより編集委員会が行政視察を行う際は、議員 1 人当たり、「古河市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例」の規定を準用して算出した額により旅費を支給する。

定例会等の会議出席に係る費用弁償は支給なし。

4 政務活動費（調査研究その他の活動に資するため必要な経費）

月額 25,000 円（年額 300,000 円） ※毎年度 4 月支給
（平成 17 年 10 月 1 日施行）